令和2年7月8日

あんしん少額短期保険株式会社

**災害救助法適用地域の特別お取扱いについて**

　この度の「令和2年7月3日からの大雨による災害」にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

　弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、次のような特別なお取扱いをいたします。

**１．保険証険・届出印鑑等の紛失に対する対応について**

申出の保険契約内容が確認できれば、保険金等の請求案内を行うなど、可能な限り便宜措置を図ります。

**２．保険料のお払込みについて**

　　保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長６カ月間延長いたします。

**３．保険金・給付金の簡易迅速なお支払について**

　　お手続に必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

**４．災害救助法適用地町村及び適用日について**

　①適用地域 熊本県　（適用日7月4日）

　　　八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、

球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村

球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町

　　②適用地域 鹿児島県　（適用日7月4日）

　　　阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町、鹿屋市、曽於市、志布志市

　　③適用地域 福岡県　（適用日7月6日）

　　　大牟田市、八女市、みゃま市

以上

**【お問合せ先】**

**お客様相談室　通話無料　０１２０－６８５――３３６**

**受付時間9:00 ～ 17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）**